

主任技術者の専任要件の緩和に関する取扱いについて

公共工事における配置技術者については、工事の適正な施工を確保するため、請負契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の発注案件については、現場ごとに専任が求められていますが、以下「1 兼務を認める要件」①～③のうち、①又は②のいずれかの要件を満たし、かつ③を満たす場合、又は④を満たす場合は、同一の主任技術者がそれぞれの工事を施工することを認めます。

1. 兼務を認める要件

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事
 - ② 施工にあたり相互に調整を要する工事
 - ③ 工事現場がいずれも越谷市内であること。また、いずれかの工事現場が市外の場合は、工事現場の相互の間隔が、直線距離で10km以内であること。
- ※兼務する一方の工事が本市発注工事以外の場合でも、上記要件を満たす場合は兼務が可能となります。
(当該発注機関の承認が必要となります。)
- ④ **工事現場の相互の間隔が10kmを超える工事の兼務については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。**

2. 兼務に係る手続き方法

- ① 兼務を希望する受注者は、既に配置している主任技術者が専任である場合、当該工事発注課に対し、兼務についての内諾を得てください。
 - ② 受注者は、兼務を希望する工事の落札候補者となった後、配置予定技術者の報告書と併せて、「専任をする主任技術者の兼務届出書（別途指定の様式による。）」を契約課に提出してください。
- ※1.④に該当する場合は人員の配置を示す計画書も併せてご提出ください。
- ③ 契約課は、兼務の要件を満たしているかどうかを確認するとともに、工事発注課にその写しを回送します。

※既に本市発注工事に専任の主任技術者を配置し、新たに国や他自治体の発注工事の落札候補者となった場合は、その時点で本市契約課へ兼務届出書を提出してください。なお、既に従事している本市発注工事の主任技術者が非専任の場合は、新たに国や他自治体の工事を兼務する場合でも、兼務届出書の提出は不要です。

3 兼務ができる工事の件数

専任を要する工事を含む、同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、2件とします。
※同一の場所で施工する工事は、この限りではありません。

4 留意事項

- ① 以下の工事は、専任の主任技術者の兼務を認めないものとします。
 - ・低入札価格調査制度に基づく調査を経て契約した工事
 - ・越谷市建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、共同企業体が施工した工事
 - ・その他特記仕様書等において、主任技術者兼務の対象外と指定した工事
- ② 専任の監理技術者の兼務はこの取扱いの対象外です。
- ③ 兼務する工事において、受注者の責によらないやむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中交代が必要となった場合は、交代を認めます。ただし、交代による技術者の技術力が同等以上に確保され、工事の継続性・品質確保などに支障が無い事とします。

現場代理人の常駐規定緩和に関する取扱いの拡大について

現場代理人は、建設業法で配置が義務付けられるものではありませんが、本市建設工事請負契約約款第10条第2項及び修繕請負契約約款第8条第2項において現場への常駐を規定しております。工事現場の運営や取締り及び請負契約に係る一切の権限を行使しているため、本市では原則として他の現場との兼務は認めておりませんが、埼玉県の「現場代理人の常駐規定に関する緩和について」を準用し、以下「1. 兼務を認める要件」の①～③をいずれも満たし、かつ④～⑤のいずれかを満たす場合に限り、常駐規定を緩和し、兼務を認めております。昨今の人手不足の状況を考慮し、令和7年3月26日以降に公告・指名通知・本見積依頼を行う契約について、下記の兼務要件①を緩和し、3件までの兼務を認めることとします。

なお、1件あたりの請負代金額が130万円以下の案件につきましては、引き続き①の兼務件数の対象外として取扱います。

また、監理技術者及び営業所技術者等との兼務の取り扱いについては「2. 監理技術者と兼務する場合の要件」「3. 営業所技術者等の兼務について」のとおりとします。

1. 兼務を認める要件

- ① 工事及び修繕（以下、「工事等」という。）の現場での兼務は3件までとする。
- ② 本市又は埼玉県発注案件かつ現場が越谷市内※であり、重複する期間があること。
(※ただし、埼玉県の承諾が得られている場合に限る。埼玉県の兼務要件を確認してください。)
- ③ 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めないと表記がないこと。
- ④ 請負契約金額が4,500万円未満の工事等であること。ただし、増額の変更契約により、いずれかの工事等の請負契約金額が4,500万円以上になった場合は、兼務を認めない。
- ⑤ 越谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領第3条（1）～（3）の要件に該当すること※。

※②現場代理人の兼務が認められるのは、本市又は埼玉県発注案件（履行場所に越谷市内が含まれる場合に限る）のみですので、それ以外の場合は、主任技術者の兼務が認められる場合であっても、現場代理人の兼務はできません。また、埼玉県発注案件が含まれる場合、埼玉県の承諾が必要となります。

※⑤については、「主任技術者の専任要件の緩和に関する取扱いについて」の「1 兼務を認める要件」①～③をご参考ください。なお、主任技術者の実際の兼務の有無は問いません。

2. 監理技術者との兼務を認める要件

下記要件をすべて満たす工事等について2件までとする

- ①各建設工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
※公告文等で兼務を認めないと明示している案件は除く。
- ②工事現場間の距離が、一日の勤務時間に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね2時間以内であること。
- ③当該建設工事の下請次数が3を超えていないこと。
- ④監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置くこと。
- ※当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を置くこと。
- ⑤当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
- ⑥当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。

⑦監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

※専任を要しない工事現場との兼務も可能ですが、専任を要しない工事現場についても②～⑦の要件を満たす必要があります。

※現場管理の観点から実際に監理技術者が兼務していることが必要です。

詳細については「監理技術者制度運用マニュアル」をご確認ください。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

3. 営業所技術者等との兼務について

(1) 常駐規定の緩和

国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、営業所技術者等と監理技術者等との兼務が認められた工事については、現場代理人の常駐規定を緩和することができるものとする。

(2) 兼務できる工事の数について

上記要件を満たす場合のみ1件までとする。

4. 手続き方法

- ① 現場代理人の兼務をしようとする受注者は、落札者決定後に提出している「配置予定技術者報告書」、専任特例1号の場合は「監理技術者等の兼務届（専任特例1号）」及び人員の配置を示す計画書とあわせて、「現場代理人の常駐規定緩和に関する照会兼回答書（別途指定の様式による。）」を使って契約課に照会してください。
- ② 契約課は、上記「照会兼回答書」の回答書欄を使って受注者に回答し、工事発注課にその写しを回送します。

5. 注意事項

- ① 現場代理人の専任期間や雇用関係等の考え方や上記に記載のない事項については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和7年1月28日国不建技第147号）を準用いたします。
- ② 上記「照会兼回答書」の記載内容に虚偽があった場合は、当該兼務の取消しをする場合があります。
- ③ 兼務を認められた場合は、常時連絡がとれる体制を確保し、本市との連絡に支障をきたさないように特に留意してください。現場代理人を兼務したことにより現場の体制に不備が生じた場合は、当該兼務の取消しをする場合があります。